

会員の皆様

日頃より当会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本卵子学会と当会の認定資格統一に伴い、更新手続きに関するお問い合わせを多くいただいております。

移行期間中の取り扱いについて、下記のとおりご案内いたします。

■ 1. 更新手続きの時期による違い

更新対象年度によって、手続きの窓口と基準が異なります。

・ 2028 年度まで（2029 年 1 月更新対象者まで）

→ 当会にて、当会の更新基準で手続きを行います。

・ 2029 年度以降（2029 年 4 月以降の更新対象者）

→ 日本卵子学会にて、卵子学会の新基準で手続きを行います。

※ 2029 年度 第 28 回生殖補助医療胚培養士資格認定更新審査より
新基準が適用されます。

新基準の詳細は日本卵子学会 HP をご確認ください。

<https://jsor.or.jp/embryologist/rule.html>

■ 2. 学術集会参加証明書について

当会では、学術大会のネームプレートと学術集会への参加証、ハンズオンワークショップのサーティフィケートをワークショップ受講証明書として取り扱っております。

更新申請時の提出書類につきましては、日本卵子学会 HP にて規則および要項をご確認いただきますようお願いいたします。日本卵子学会に直接ご確認ください。よろしくお願いいたします。

なお、第 31 回大会以降は、ネームプレートに参加証を併記する運用を予定しております。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

日本臨床エンブリオロジスト学会